

JICA本部・国内拠点に勤務する【国内】有期雇用職制のスタッフを募集します。

1. 募集内容

集約型募集ポストの詳細は本要項に添付した募集ポスター一覧および各個票を参照ください。
有期雇用職制の職制一覧や募集の概要・FAQについては[JICA採用総合サイト](#)のなかにある「社会人の方向けコンテンツ」（総合職・有期雇用職制）よりご参照ください。

2. 採用時期、契約期間および勤務地

各募集ポストにより異なります。詳細は各募集ポストの個票を参照ください。

3. 応募資格

各募集ポストには求められる語学能力および資質・能力・経験を設定していますので、詳細は各募集ポストの個票を参照ください。

また、下記8. 応募に関する諸条件・補足説明についても併せてお読みください。

4. 待遇

応募にあたっては各職制の待遇・諸制度に同意していることが条件となります。各募集ポストの個票を参照ください。

5. 選考基準

各人の資質・能力等を基に募集ポスト毎に選考します。

6. 選考スケジュール・応募方法

- 募集期間：2025年11月28日（金）～2025年12月11日（木）正午
[JICA採用マイページ](#)よりエントリーシートの登録が完了している方が選考の対象となります。（JICAホームページではありませんのでご注意ください）
- 一次選考：書類選考：12月末日までに可否に関わらず結果を通知致します。
- 二次選考：面接選考：2026年1月7日（水）～1月15日（木）
同期間内にオンラインにて実施します。
2026年1月末日までに可否に関わらず結果を通知致します。
可否に関するお問い合わせには一切お答えできません。

7. 併願および選考のルール

- 併願は、【国内】および【海外】の集約型12月の中から、第3希望まで出すことができます。それ以外の募集（JICA 専門家や個別型の有期職制等）との併願については制限を設けませんが、それぞれの募集には併願要件がある場合がありますのでご注意ください。
- 応募時に提出された希望順位を変更することはできません。
- 【国内】および【海外】の集約型公募において、応募中のポストの選考が終了するまでは、別の月の集約型公募（海外・国内問わず）に応募することはできません。二重に応募したことが確認された場合は、後から応募された公募の選考を中止します。
- 応募ポストの選考は、機構が選考結果の通知を送信した時点、もしくは、応募者が辞退等の意向を表明し、機構より辞退等受理の通知を送信した時点で終了します。
- 複数ポストに併願（最大3ポスト）いただいた場合、ポストごとに書類選考を行います。書類選考に合格したポストについて、それぞれ面接を実施します。面接選考結果の

合格通知では、1 ポストのみのご連絡となります。

- 辞退の申し出は、応募者マイページ内のお問い合わせフォームを使用してください。
- 第1～3希望以外のポストから面接のオファーを希望する場合は、エントリーシート入力項目において「希望ポスト以外からのオファーを受ける」を選択ください。
- 「希望ポスト以外からのオファーを受ける」を選択した場合においても、別の月の集約型公募に応募することは可能です。選考が継続されている間に、希望ポスト以外のポストからの面接オファーを受けることがあります。面接オファーを受け、面接を実施し、合格通知を受諾した時点で、選考継続中のポストの選考は取下げとなりますのでご了承ください。
- 集約型公募と個別型公募を併願することは可能です。
- 【国内】有期雇用職制においても、一部ポストの業務は、開発途上国への海外出張を伴うため、心身の健康はとりわけ重要となります。このため、海外出張を伴うポストの書類選考に合格された方には、面接選考への参加前に、「健康に関する質問票」のご提出をお願いしています。なお、質問票の記載内容により弊社産業医から診療情報提供書（診断書）の提出を依頼することがございます。その場合は速やかに主治医等を受診の上ご提出ください（診療情報提供書の取付・提出等にかかる費用は、ご自身で負担いただきます）。

8. 応募に関する諸条件・補足説明

■国内協力員応募の条件

- 青年海外協力隊経験者であること。

■アソシエイト専門員・特別嘱託応募の留意事項

- 所属先を有している場合は、契約期間において所属先、又は所属長による同意を得られる場合は応募可とします。
 - 1) 契約期間中は、所属先からは無給であること。
 - 2) 契約期間中は当機構の労働保険・社会保険に加入させること。
- なお、契約予定日の10日前までに、上記の点について所属先、又は所属長に同意を得た上で、関係書類を提出して下さい。

■ジュニア専門員応募の条件・留意事項

- 原則、以下に該当する方は応募できません。また、応募後に該当することが判明した場合は不合格とします。
当該分野での長期専門家及び企画調査員（（ボランティア事業）を除く）として派遣経験がある方。また、特別嘱託の委嘱／契約経験がある方。
- 若手人材を養成する研修の観点から、大学卒業後15年未満であることが望ましいです（応募時点）。
- 在職中の方は、ジュニア専門員となる日の前日までに当該所属先から退職してください（休職は不可）。

■JICA関係の業務に従事している場合

- JICA有期雇用契約に基づき従事している方の応募は可能です。合格した場合は、契約開始日および契約期間を調整する可能性がありますのでご了承ください。

■応募書類：エントリーシート

- 日本語で記入してください。

■応募書類：語学証明書

提出ができない場合でもご応募は可能です。各募集ポストには求められる語学能力および資質・能力・経験を設定していますので、詳細は各募集ポストの個票を参照ください。

9. 問い合わせ先

- 個別案件についてご不明な点（業務内容や必要経験等についての質問）については各ポストの個票の担当者まで照会ください。
回答までに数日要する場合や、他の応募者との公平性の観点で回答できかねる場合もありますことをご了承ください。未回答の場合も、応募〆切日時に変更はありません。
- 選考プロセスについてのご質問は、JICA採用マイページ内の問い合わせフォームより照会ください。
- 電話でのお問い合わせには対応いたしかねます。

以 上

別添 公募ポスト一覧、公募ポスト個票

↓ポスの番号をクリックすると該当ポスの個票に移動します。また、個票の左上の番号をクリックするとポス一覧ページへ戻ります。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格 付	分野	業務概要	募集人 数	最長契約期間
21	東京都	地球環境部森林・自然環境保全グループ 自然環境保全第二課 (DX推進担当)	専門嘱託3号	自然環境保全	(1) 中南米地域/アフリカ地域における森林保全、自然環境保全分野の協力案件 (技術協力、科学技術協力、無償資金協力、外部資金受託事業等)の案件形成、 計画立案、実施監理、評価、広報等 (2) 当分野事業におけるリモートセンシング・GIS等の取り組み推進 (JAXA連携やそれに関連する機材調達や契約事務等の業務対応含む) (3) 上記事業の企画、実施、モニタリングに係る相手国、日本国内の関係機関、民間企業、大学、 国際機関、JICA専門家等の調整 (4) 担当分野及び担当地域に関する情報収集、分析、発信等 (5) 担当分野及び担当地域の協力事業に関連する取組(相手国政府、民間企業、NGO、 開発パートナー等)に係る情報収集、分析、連携、調整等 (6) 森林、自然環境保全分野に関する協力の戦略性強化に係る業務 (7) 生物多様性土壌化の優先分野(水質部分野等)との連携にかかる業務(水資源 ナレッジマネジメント活動等) (8) その他、地球環境部森林・自然環境グループが実施する各種業務	1	期間の定めあり(2026年3月1日 ~ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で202 7年3月31日(更新回数1回)までを上限とします。
				多岐にわたる分 野	(1) 無償資金協力事業(人材育成奨学計画、以下JDS)の実施監理業務 開発途上国がJICAとの間で締結する協定(IGA)により実施するJDS事業について IGAや無償資金協力調達ガイドラインに基づき進捗させるための実施監理業務(進捗管理、資 金管理、調達手続きの確認、設計変更等に係る業務) (2) JDS事業の事後監理業務 過去に実施、完了した案件についてのモニタリングに係る業務 (3) その他JDS事業関連業務 ①JDS事業の案件形成のための調査(協力準備調査等)に係る業務 ②JDS事業に関する調査研究、関連分野の案件の横断的比較等に係る業務 ③JDS事業紹介Facebookの記事作成等、JDS事業にかかる広報に係る業務	1	期間の定めあり(2026年3月1日 ~ 2027年2月28日) ※更新なし
23	東京都	総務員士平和開発研究所 政治・ガバナンス領域 リサーチ・コーディネーター	専門嘱託3号	ガバナンス	JICA協力研究所において、主に「政治・ガバナンス及び平和構築と人道支援」領域(研究所が取り 扱うその他領域についても担当する可能性有)の研究について、領域内の主席研究員、主任研 究員、研究員等とともに、リサーチ・コーディネーターとして以下の業務を行う。 (1) 新規及び既存の研究プロジェクトの進捗・運営管理(年間計画・予算管理等)。 (2) 関連する研究文献のレビュー。 (3) JICA協力研究所内外の研究者・実務者等との研究会や打ち合わせ等に関する連絡調整、現 地調査の調整、実施。 (4) 研究成果の編集・発行、関連するセミナー、国際会議の企画・運営、ホームページ、動画 等による研究成果の発信に関する業務(以下のURLを参照)。 (5) その他、担当領域の研究や研究所全体の運営に関連する各種業務。 上記業務の実施にあたり、国内・外国出張が必要となる場合がある。 なお、実際に従事する業務内容については、応募者の経験、適性等も踏まえ、個別に相談の上、 決定することとする。	1	期間の定めあり(2026年3月1日 ~ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				多岐にわたる分 野	(1) 国際機関、その他の開発協力機関、研究機関、シンクタンク等、国内外の様々な関係機関 とのパートナーシップ促進に係る業務。具体的には、開発協力潮流や様々な開発アジェンダ・開 発アプローチを巡る国際場での議論に係る情報収集、国内外の関係機関との連携方針の検討や関 連活動(共同研究、セミナー、意見交換等)の企画・実施、それら業務に関わる研究所内外の関 係者との調整等。 (2) 研究成果や開発アジェンダの発信・広報に係る業務。具体的には、ウェブサイトやSNS、動 画等による広報計画の策定、広報活動の企画・実施、コンテンツ品質管理、新規施策の検討、メ ディア対応、それら業務に関わる研究所内外の関係者との調整等。 (3) 新規及び既存の研究プロジェクトや研究会(主に、開発協力戦略領域が所掌する案件の一 部)、協力研究所プラットフォームレポート「人間の安全保障レポート」企画・制作の進捗・運営 管理及び必要な手続、研究関係者との連絡調整等の業務。研究活動に必要な情報収集・整理、研究成果書 籍等の編集・出版に係る調整、契約管理等の業務。 (4) セミナー・国際会議の企画・運営、研究・事業連携等、研究所全体の運営関連各種業務。 なお、実際に従事する業務内容については、応募者の経験、適性等も踏まえ、個別に相談の上、 決定することとする。 (1) 経済産業省の事業連携相手及びその候補との関係構築・事業形成のための協議や調整。 (2) 開発教育や多文化共生支援にかかる業務。 (3) 研修員受入れ事業(課題別、国別、青年など)にかかる企画立案と実施監理。 (4) 国民参加型事業(草の根技術協力、市民参加事業)及び民間連携事業(中小企業・ SDGsビジネス支援事業)に係る相談と案件実施監理。 (5) その他北陸センター所長の命ずる業務。	1	期間の定めあり(2026年3月1日 ~ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
25	石川県	北陸センター業務課	専門嘱託3号	日本国内の社会 課題への対応・ 多文化共生	(1) 経済産業省の事業連携相手及びその候補との関係構築・事業形成のための協議や調整。 (2) 開発教育や多文化共生支援にかかる業務。 (3) 研修員受入れ事業(課題別、国別、青年など)にかかる企画立案と実施監理。 (4) 国民参加型事業(草の根技術協力、市民参加事業)及び民間連携事業(中小企業・ SDGsビジネス支援事業)に係る相談と案件実施監理。 (5) その他北陸センター所長の命ずる業務。	1	期間の定めあり(2026年4月1日 ~ 2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				多岐にわたる分 野	(1) 経済産業省の事業連携相手及びその候補との関係構築・事業形成のための協議や調整。 (2) 開発教育や多文化共生支援にかかる業務。 (3) 研修員受入れ事業(課題別、国別、青年など)にかかる企画立案と実施監理。 (4) 国民参加型事業(草の根技術協力、市民参加事業)及び民間連携事業(中小企業・ SDGsビジネス支援事業)に係る相談と案件実施監理。 (5) その他北陸センター所長の命ずる業務。	1	期間の定めあり(2026年4月1日 ~ 2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
26	兵庫県	関西センター市民参加協力課 (開発教育・外国人材受入支援)	専門嘱託3号	市民参加	関西2府4県における以下の業務。 (1) 開発教育/異文化理解教育支援事業 (2) 外国人材受入・多文化共生支援事業 (3) JICAボランティア派遣事業(特に帰国後の日本国内への社会還元) (4) 地方自治体やNGO/NPO等との連携業務 (5) 関西SDGsプラットフォームに関すること (6) その他事業実施に必要な業務(契約管理、経理等含む)	1	期間の定めあり(2026年3月1日 ~ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。最長契約期間は2027年3月31日 (更新回数1回)までです。
				日本国内の社会 課題への対応・ 多文化共生	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する実施監理業務(採択所担当案件に関する 契約内容の精査(調査計画策定に向けた連絡・調整、契約交渉準備等)、契約管理、契約先企業 やコンサルタントとの各種連絡・調整及び契約管理上必要となる書類等の作成・内容確認、在外 事務所を含むJICA関連部署との連絡・調整、予算管理など) (2) 関係企業からのビジネス海外展開にかかる相談対応業務(民間企業からの問合せ、「中 小企業・SDGsビジネス支援事業」応募にかかるコンサルテーション対応、関連情報の収集及 び民間企業への提供、セミナーなどでの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」制度説明・応 募相談等) (3) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する審査関連業務 (4) JICAコプラデスクに関する業務(調達・契約業務、契約管理、予算管理など) (5) 提出する所係等における企業支援機関との関係構築・強化 (6) その他、広報など横断的に事業実施に必要な業務	1	期間の定めあり(2026年4月1日 ~ 2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
27	兵庫県	関西センター企業連携課 (民間連携事業担当)	専門嘱託3号	多岐にわたる分 野	(1) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する実施監理業務(採択所担当案件に関する 契約内容の精査(調査計画策定に向けた連絡・調整、契約交渉準備等)、契約管理、契約先企業 やコンサルタントとの各種連絡・調整及び契約管理上必要となる書類等の作成・内容確認、在外 事務所を含むJICA関連部署との連絡・調整、予算管理など) (2) 関係企業からのビジネス海外展開にかかる相談対応業務(民間企業からの問合せ、「中 小企業・SDGsビジネス支援事業」応募にかかるコンサルテーション対応、関連情報の収集及 び民間企業への提供、セミナーなどでの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」制度説明・応 募相談等) (3) 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する審査関連業務 (4) JICAコプラデスクに関する業務(調達・契約業務、契約管理、予算管理など) (5) 提出する所係等における企業支援機関との関係構築・強化 (6) その他、広報など横断的に事業実施に必要な業務	1	期間の定めあり(2026年4月1日 ~ 2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				多岐にわたる分 野	(1) 愛知、岐阜、三重、静岡の4県にある企業との民間連携に関連する業務。 ①地域の民間企業に対するJICAの民間連携事業・支援制度の周知活動(セミナー開催等) ②地域の民間企業に対するJICA支援制度応募に向けたコンサルテーション、及び 募集・選考関連業務 ③民間企業が持つ得意技術、事業アイデアに係る関連情報収集 ④採択後の中小企業との事業実施(コンサルテーション、案件実施監理、実施監理支援) (ア) 契約交渉関連業務(JICA本部の専門部署と連携) (イ) 調査報告書(成果品)の品質監理 (ロ) 製品・技術・経験を活用したODA事業の案件形成(JICA本部の専門部署と連携) (エ) 広報、予算管理 ⑤関係支援機関との連携業務(中小機構、ジェトロ、経済団体、金融機関、自治体等) ⑥その他中小企業等海外展開支援関連の照会への対応 ⑦上記(1)～(6)を通じて得られた知見の取りまとめ (2) その他連携推進関連業務(必要に応じて国内・海外出張もありうる)	1	期間の定めあり(2026年3月1日 ~ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
29	福岡県	九州センター市民参加協力課 (草の根技術)	専門嘱託3号	市民参加	(1) 草の根技術協力事業及びJICA基金に関する実施監理等 (2) 担当案件に係る応募相談、案件形成支援、連絡調整、経理等実施支援、モニタリング・評価等 (3) NGO等との連携に関する業務 (4) 各種団体とのネットワーク形成、各種会議・研修等に係る企画・連絡・調整 (5) その他JICA海外協力隊、開発教育支援等のJICA九州所長が指示する業務	1	期間の定めあり(2026年3月1日 ~ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				多岐にわたる分 野	(1) 愛知、岐阜、三重、静岡の4県にある企業との民間連携に関連する業務。 ①地域の民間企業に対するJICAの民間連携事業・支援制度の周知活動(セミナー開催等) ②地域の民間企業に対するJICA支援制度応募に向けたコンサルテーション、及び 募集・選考関連業務 ③民間企業が持つ得意技術、事業アイデアに係る関連情報収集 ④採択後の中小企業との事業実施(コンサルテーション、案件実施監理、実施監理支援) (ア) 契約交渉関連業務(JICA本部の専門部署と連携) (イ) 調査報告書(成果品)の品質監理 (ロ) 製品・技術・経験を活用したODA事業の案件形成(JICA本部の専門部署と連携) (エ) 広報、予算管理 ⑤関係支援機関との連携業務(中小機構、ジェトロ、経済団体、金融機関、自治体等) ⑥その他中小企業等海外展開支援関連の照会への対応 ⑦上記(1)～(6)を通じて得られた知見の取りまとめ (2) その他連携推進関連業務(必要に応じて国内・海外出張もありうる)	1	期間の定めあり(2026年3月1日 ~ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
30	沖縄県	沖縄センター市民参加協力課 (開発教育)	専門嘱託3号	市民参加	(1) 開発教育(国際理解教育)に関する契約事務、実施推進、各種調整等の業務 (2) 海外協力隊に関する業務 (3) 地域の国際交流に関する業務 (4) 各種イベント関連業務	1	期間の定めあり(2026年4月1日 ~ 2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。
				日本国内の社会 課題への対応・ 多文化共生	(1) 開発教育(国際理解教育)に関する契約事務、実施推進、各種調整等の業務 (2) 海外協力隊に関する業務 (3) 地域の国際交流に関する業務 (4) 各種イベント関連業務	1	期間の定めあり(2026年4月1日 ~ 2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際 協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新さ れることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用 日から3年(更新回数2回)を上限とします。

No. 21		■募集ポスト名：	【専門嘱託】地球環境部森林・自然環境保全グループ自然環境保全第二課		DX推進担当
職務内容					
			①		②
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：	自然環境保全
■業務内容：					
【案件の背景】 JICA地球環境部森林・自然環境グループにて、中南米地域／アフリカ地域等の森林・自然環境保全分野で協力案件の形成及び実施監理業務を担う嘱託（専門嘱託）を募集します。 【業務内容】 (1) 中南米地域／アフリカ地域等における森林保全、自然環境保全分野の協力案件（技術協力、科学技術協力、無償資金協力、外部資金受託事業等）の案件形成、計画立案、実施監理、評価、広報等 (2) 当分野事業におけるリモートセンシング・GIS等の取り組み推進（JAXA連携やそれに関連する機材調達や契約事務等の実務対応含む） (3) 上記事業の企画、実施、モニタリングに係る相手国、日本国内の関係機関、民間企業、大学、国際機関、JICA専門家等との調整 (4) 担当分野及び担当地域に関する情報収集、分析、発信等 (5) 担当分野及び担当地域の協力事業に関連する取組（相手国政府、民間企業、NGO、開発パートナー等）に係る情報収集、分析、連携、調整等 (6) 森林・自然環境保全分野に関する協力の戦略性強化に係る業務 (7) 生物多様性主流化の優先分野（水資源分野等）との連携にかかる業務（水資源ナレッジマネジメント活動等） (8) その他、地球環境部森林・自然環境グループが実施する各種業務 ※現時点での案であり、今後変更される可能性があります。ただし、契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。					
■国内出張：		有		■海外出張：	有
■勤務地（国内）：		本部（麹町） 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：		期間の定めあり（2026年3月1日 ～ 2027年2月28日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で2027年3月31日（更新回数1回）までを上限とします。		■募集人数（人）：	1
■配属部署名：		地球環境部森林・自然環境保全グループ		■課名：	自然環境保全第二課
■必要な語学力：					
必須		英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
望ましい		リモートセンシング・GIS等の業務経験			
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：					
以下の経験・知識があることが望ましい。 ・ 森林・自然環境保全分野の知識及び実務経験 ・ リモートセンシング・GIS等の業務経験 ・ JICA（本部、国内機関、事務所）、JICAプロジェクト等での勤務経験 また、以下の特性を有することが望ましい： ・ 開発途上国の自然環境保全に対する高い関心及び情熱 ・ 日本語及び英語での円滑な業務遂行能力（調整、マネジメント、コミュニケーション能力） ・ 年複数回の海外出張（1～2週間程度/回）を行える健康状態 ・ そのほかチャレンジ精神、責任感、柔軟性、チームワークなど					
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：	345,520円
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分（休憩時間は12：30から13：15までの45分） ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分（休憩時間は12：15から13：00までの45分） ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・ 内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・ 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html ・ 有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html					
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当者名：		栗元 優		■E-mailアドレス：	gegdn@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
森林・自然環境保全グループでは、「次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ」ことを目指し、各国・地域においてその取り組みを進めています。自然環境の保全を通じて、途上国の脆弱な人々の生活を守り豊かにするとともに、気候変動対策や生物多様性保全といった地球規模課題の解決にも貢献することを目指しています。本業務は中南米地域からアフリカ地域まで広く我々が取り組む森林・自然環境保全の事業推進を担っていただくもので、中でもリモートセンシングやGIS等のDXの取り組みの実務を担っていただくことを想定しています。これまで自然環境保全分野で活躍されてきた方はもちろん、これから携わりたい方、自然環境保全と他分野との関連に注目されている方まで含めて、向上心、好奇心、バイタリティのある方の応募をお待ちしております。					

No. 22	■募集ポスト名：	【専門嘱託】資金協力業務部実施監理第二課	
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	多岐にわたる分野
■業務内容：			
資金協力業務部実施監理第二課において、以下の業務を行っていただきます。 (1) 無償資金協力事業(人材育成奨学計画、以下JDS事業)の実施監理業務(ウクライナを含む) 開発途上国がJICAとの間で締結する贈与契約(G/A)により実施するJDS事業について、G/Aや無償資金協力調達ガイドラインに基づき進捗させるための実施監理業務(進捗管理(現地出張による実施状況確認・促進を含む)、資金管理、調達手続きの確認、設計変更等に係る業務) (2) JDS事業の事後監理業務 過去に実施・完了した案件についてのモニタリングに係る業務 (3) その他JDS事業関連業務(ウクライナを含む) ①JDS事業の案件形成のための調査(協力準備調査、事業化調査等)に係る業務 ②JDS事業に関する調査研究、関連分野の案件の横断的比較等に係る業務 ③JDS事業の広報に係る業務 なお、実施監理第二課は、主に以下の分野の無償資金協力案件を担当しています。 保健医療、教育(職業訓練、社会保障含む)、日本への留学生受入れ(JDS事業)等 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地(国内)：	本部(麹町) 東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外)：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年3月1日～2027年2月28日) ※更新なし	■募集人数(人)：	1
■配属部署名：	資金協力業務部	■課名：	実施監理第二課
■必要な語学力：			
必須	英語(TOEIC730点(相当・以上)が望ましい)		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)		
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：			
以下の経験・知識を有していることが望ましい。 (1) 国際協力事業に関する業務経験 (2) 日本への留学生受入れに関する知識、業務経験 (3) プロジェクトの計画・運営(調達、契約管理など)の業務経験(海外での事業に関するものであると、なお可)			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター(常広)のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。(内部採用制度) 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン
■担当者名：	徳田 由美	■E-mailアドレス：	Tokuda.Yumi@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)			
JDS事業は、開発途上国の優秀な若手行政官等が本邦大学院で能力を向上させ、学位(修士、博士)を取得し、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して将来的な二国間パートナーシップの強化に資すること」を目的とする無償資金協力による留学生受入れ事業です。JDSの受入分野は社会科学系分野(法律、経済、行政等)が中心となり、ウクライナを含む開発途上国の国づくりを担う人材の育成を支援する、大変やりがいのある業務です。JDSの進捗管理や実施の過程で生じる課題への対処に日々取り組むことでプロジェクト監理(プロジェクトマネジメント、契約管理等)の経験が身に付きます。また、海外出張等を通じて、プロジェクトの現場を見て、相手国政府関係者と直に協議する機会も得られます。ご自身の経験や知見を開発途上国の発展に活かしたい方々の積極的なご応募をお待ちしております。			

No. 23	■募集ポスト名：	【専門嘱託】緒方貞子平和開発研究所政治・ガバナンス領域		リサーチ・コーディネーター
職務内容				
			①	②
■契約形態：	専門嘱託		■募集分野：	ガバナンス
■業務内容：				
JICA緒方研究所において、主に「政治・ガバナンス及び平和構築と人道支援」領域（研究所が取り扱うその他領域についても担当する可能性有）の研究について、領域内の主席研究員、主任研究員、研究員等とともに、リサーチ・コーディネーターとして以下の業務を行う。 (1)新規及び既存の研究プロジェクトの進捗・運営管理（年間計画・予算管理等）。 (2)関連する研究文献のレビュー。 (3)JICA緒方研究所内外の研究者・実務者等との研究会や打ち合わせ等に関する連絡調整、現地調査の調整・管理。 (4)研究成果の編集・発刊、関連するセミナー、国際会議の企画・運営、ホームページ、動画等による研究成果の発信に関する業務（以下のURLを参照）。 (5)その他、担当領域の研究や研究所全体の運営に関連する各種業務。 上記業務の実施にあたり、国内・外国出張が必要となる場合がある。 なお、実際に従事する業務内容については、応募者の経験、適性等も踏まえ、個別に相談の上、決定することとする。 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。 【参考情報】 JICA緒方研究所 研究領域 https://www.iica.go.jp/iica-ri/ja/research/clusters.html 「政治・ガバナンス」領域 https://www.iica.go.jp/iica-ri/research/politics/index.html 「平和構築と人道支援」 https://www.iica.go.jp/iica-ri/research/peace/index.html JICA緒方研究所の研究成果について https://www.iica.go.jp/iica-ri/publication/index.html				
■国内出張：	有		■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	本部（市ヶ谷） 東京都新宿区市谷本村町10-5 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり（2026年3月1日 ～ 2027年2月28日） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。		■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	緒方貞子平和開発研究所		■課名：	政治・ガバナンス領域
■必要な語学力：				
必須	日常的に英語での業務を遂行するため、英語でのコミュニケーション、業務を遂行する能力があること。TOEIC730点、英検2級相当の英語力は必須。TOEIC800点、TOEFL(iBT) 89点相当以上が望ましい。			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：				
(1) 学士以上の学位を有すること (2) 社会人経験を3年以上有すること。実務経験7-10年相当が目安。（実務経験には修士期間を含む研究系のキャリア等も含んでよい。） (3) 関連分野・開発協力等にかかる業務経験（特に途上国の現場における研究・実務経験）があることが望ましい。 (4) 日本語が第一言語であるか、同等以上の日本語力を有すること。 (5) 国籍不問。ただし、外国籍の場合、日本国内で就労できる在留資格を有すること。				
■格付け：	専門嘱託3号		■月額基本給：	345,520円
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。				
・内部採用制度		https://www.iica.go.jp/recruit/permanent/index.html		
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則		https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/110001497.html		
・有期雇用者手当支給細則		https://www.iica.go.jp/ioureikun/act/110001498.html		
■健康質問票の提出：	要		■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当者名：	大竹 悟		■E-mailアドレス：	Otake.Satoru@iica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
フットワーク軽く、チームワークを大切にしながら、一緒にくださる方を求めています。多様な調整業務がありますが、いつも明るく前向きにチャレンジを楽しめる方、歓迎いたします。丁寧に指導・支援しますので、JICAでの業務関連の経験がない方も大歓迎です。関心のある方、ぜひご応募ください。みなさまの積極的なご応募をお待ちしています！				

No. 25		■募集ポスト名：		【専門嘱託】北陸センター業務課			
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：		日本国内の社会課題への対応・多文化共生	
■業務内容：							
北陸3県のうち、主に福井県の関係団体等との間で以下の連携事業を担当することとするが、北陸の他県においても同様の業務を行うことがある。 (1) 福井県の事業連携相手及びその候補との関係構築・事業形成のための協議や調整。 (2) 開発教育や多文化共生支援にかかる業務。 (3) 研修員受入れ事業(課題別、国別、青年など)にかかる企画立案と実施監理。 (4) 国民参加型事業(草の根技術協力、市民参加事業)及び民間連携事業(中小企業・SDGsビジネス支援事業)に係る相談と案件実施監理。 (5) その他国内所長の命ずる業務。 なお、当センターは、富山、石川、福井の3県におけるJICA国内事業を所管しており、県別担当制によりそれぞれの県を職員・専門嘱託・国際協力推進員で分担して業務に当たる。福井県の事業担当者は、本専門嘱託以外に3名が業務に当たっており、上記業務はこれらの者と協力してチームとして業務を行う。 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		JICA北陸 石川県金沢市本町1-5-2 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		なし	
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年4月1日 ～ 2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		北陸センター		■課名：		業務課	
■必要な語学力：							
必須		英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：		7-10年	
■求められる資質・能力・経験：							
以下の経験・知識があることが望ましい。 ・開発途上国の社会・経済開発並びにその課題解決に資するNGO/NPO、教育機関、政府・自治体、企業等の海外展開に対する取組みに高い関心、情熱を有すること。 ・交渉・調整、マネジメント、コミュニケーション能力に優れ、様々な立場の関係者との円滑な業務遂行が可能であること。 ・チャレンジ精神、責任感、柔軟性を兼ね備え、チームワークに長けていること。							
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：		345,520円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。							
・内部採用制度		https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html					
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html					
・有期雇用者手当支給細則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html					
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当者名：		池田		■E-mailアドレス：		hrictrp@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
JICA北陸での仕事は、途上国の開発課題に地域の強みを通じて貢献する仕事であり、日本国内にある国際協力の現場に携わることができるやりがいのある仕事です。政府・自治体、企業、NGO/NPO、教育機関など国内外の様々な関係者の立場を理解し、良好な人間関係を築きながら、途上国の開発や地方創生のためにできることを考え事業を組み合わせしていく、コミュニケーション力や想像力と柔軟性が求められます。途上国だけでなく日本も元気にすることが出来るチャレンジングな仕事ですので、明るくチームワークで仕事に取り組める方々からのご応募をお待ちしています！							

No. 26	■募集ポスト名：	【専門嘱託】関西センター市民参加協力課	開発教育・外国人材受入支援
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	市民参加
日本国内の社会課題への対応・多文化共生			
■業務内容：			
近年の在住外国人増加に伴い、地域での外国人材受入・多文化共生支援の重要性が増しています。また、学校現場でも外国にルーツを持つ子どもたちが増加する中、加えて、2025年に開催された大阪・関西万博をきっかけとした開発途上国と日本との交流・連携促進を背景として、開発教育/国際理解教育支援の役割、関西地域でのSDGs達成に向けた行動加速化の重要性は高まっています。 これらの課題に取り組むべく、JICA関西では、関西2府4県で実施する市民参加に係る事業のうち、以下の業務を担う専門嘱託を募集します。主な業務内容は以下のとおりです。 (1) 開発教育/国際理解教育支援事業(教職員向け研修、職場体験、開発協力人材育成に係るイベント・セミナー・ワークショップ等の企画立案・関係機関との調整・実施) (2) 外国人材受入・多文化共生支援事業(関西2府4県の情報収集、イベント・セミナー・ワークショップ等の企画立案・関係機関との調整・実施) (3) JICAボランティア派遣事業(特に帰国後の日本国内への社会還元、関係機関との連絡・調整) (4) 地方自治体やNGO/NPO等との連携事業 (5) 関西SDGsプラットフォームに関すること (6) その他事業実施に必要な業務(契約管理、経理等含む) ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。 ※採用後、海外出張が必要となった場合には、別途協議させていただきます。 ※各事業の詳細はHPをご確認ください。 ● 市民参加：https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/index.html ● 開発教育支援事業：https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/dev_education/index.html ● 外国人材受入・多文化共生支援：https://www.jica.go.jp/activities/schemes/multicultural/index.html ● JICAボランティア派遣事業：https://www.jica.go.jp/activities/schemes/volunteer/index.html ● 関西SDGsプラットフォーム：https://kansai-sdgs-platform.jp/			
■国内出張：	有	■海外出張：	原則無
■勤務地（国内）：	国際協力機構関西センター（JICA関西） 住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年3月1日～2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。最長契約期間は2027年3月31日までです。	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	関西センター	■課名：	市民参加協力課
■必要な語学力：			
必須	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：			
・様々な立場の関係者との円滑なコミュニケーション、交渉・調整、マネジメントができること。 ・国際協力事業に従事した経験（JICA海外協力隊・専門嘱託・企画調査員・専門家、NGO/NPO等）や、教育機関での国際理解教育実践経験、地方自治体等での外国人材受入・多文化共生支援の経験等があることが望ましい。			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html			
■健康質問票の提出：	不要	■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当者名：	後藤田 落子	■E-mailアドレス：	ksictpp@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
関西圏でもJICAへの期待が高まっている開発教育/国際理解教育支援、外国人材受入・多文化共生支援を核とし、組織内外の関係者と協働のもと、JICA海外協力隊事業や、関西センターが共同事務局の一員を担う「関西SDGsプラットフォーム」はじめ多様なJICA事業との相乗効果を生み出し、日本の国内地域の課題解決にも貢献できる、やりがいのあるポストです。日本国内での国際協力や、地域連携・教育分野に関心のある方にも適しています。みなさまの積極的なご応募をお待ちしています。			

No. 27		■募集ポスト名：		【専門嘱託】関西センター企業連携課（民間連携事業担当）	
職務内容					
				①	②
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：	
				多岐にわたる分野	
■業務内容：					
開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助（ODA）事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。このように、開発途上国の開発において民間企業の果たす役割は極めて大きくなっており、これまでODA資金を用いて開発途上国の開発を支援してきたJICAでも、2012年以降、開発途上国の開発支援において民間企業の技術や製品を活用するとともに、ビジネスを通じてSDGsを含めた社会課題への貢献を目指す企業によるビジネス構築を支援すべく、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を始めとする民間連携事業を創設・運用してきました。当センターでは、関西に所在する企業の海外展開を支援すべく、様々な企業支援機関や金融機関と協力しながら「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を含む民間連携事業を実施しています。本公募では、当センターにおいて、関西企業の海外展開支援に係る業務を担っていたくださる方を募集します。業務の内容は以下の通りですが、今回募集するのは、以下(1)の業務比重が大きいポストです。 (1)「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する実施監理業務(採択済担当案件に関する契約内容の精査(調査計画策定に向けた連絡・調整、契約交渉準備等)、契約管理、契約先企業やコンサルタントとの各種連絡・調整及び契約管理上必要となる書類等の作成・内容確認、在外事務所を含むJICA関連部署との連絡・調整、予算管理など) (2)関西企業からのビジネス海外展開にかかる相談対応業務(民間企業からの問合せ、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」応募にかかるコンサルテーション対応、関連情報の収集及び民間企業への提供、セミナーなどでの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」制度説明・応募相談等) (3)「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する審査関連業務 (4)JICAコラボデスクに関する業務(調達・契約業務、契約管理、予算管理など) (5)担当する府県等における企業支援機関との関係構築・強化 (6)その他、広報など横断的に事業実施に必要な業務 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。なお、採用後、海外出張が必要となった場合には、別途協議となります。 ※「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を含む民間連携事業の詳細はHPをご確認ください。					
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/activities/index.html					
■国内出張：		有		■海外出張：	
		原則無			
■勤務地（国内）：		JICA関西 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	
				なし	
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年4月1日～2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。		■募集人数（人）：	
				1	
■配属部署名：		関西センター		■課名：	
				企業連携課（民間連携事業担当）	
■必要な語学力：					
必須		英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：	
				7-10年	
■求められる資質・能力・経験：					
国際協力事業に従事した経験（協力隊、JICA専門嘱託、JICA企画調査員、JICA専門家、JICA調査団、ODAコンサルタントなど）があることが望ましい。かかる経験において、JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」やJICAとの契約業務に関与した経験があればなお望ましい。					
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：	
				345,520円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給総額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/ioureikun/act/110001497.html ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/ioureikun/act/110001498.html					
■健康質問票の提出：		不要		■面接方式：	
				②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当者名：		菅野（かんの）		■E-mailアドレス：	
				jicaksic-sme@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
当課では、関西圏の民間企業の開発途上国におけるビジネスづくりを支援しています。企業によるビジネスの成功をサポートすると同時に、開発途上国の課題解決にも寄与することを目指す意義のある業務です。総合的なマネジメント能力（実務能力・コミュニケーション能力、調整能力、判断能力等）があり、民間連携を含むODA事業に高い関心をお持ちの皆様の積極的なご応募をお待ちしています。なお、ご本人の専門性やご希望に応じて、特定の地域、分野等をご担当いただく場合があります。					

No. 28

■募集ポスト名：

【専門嘱託】中部センター企業連携課

職務内容

■契約形態：

専門嘱託

■募集分野：

多岐にわたる分野

■業務内容：

開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助（ODA）事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。日本においても、経済関係が一層緊密化するASEAN等アジア地域や、潜在成長性の高いアフリカ地域などを中心に、民間企業の海外展開に対する関心が大きく膨らんでいます。JICAは、国内14か所、海外約100か所の拠点を有し、長年ODA事業を通じて開発途上国との関係を築いてきており、民間企業からは海外展開支援に関して高い期待が寄せられています。JICAとしても、日本企業の優れた技術・ノウハウを活かし、より一層効果的な開発を促進すべく、開発途上国での事業展開を図る民間企業との連携強化の取り組み（民間連携事業）を積極的に推進しています。右の事業において、JICA中部は、所管地域（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）における以下の業務を担当しています。

【業務内容】
1. 愛知、岐阜、三重、静岡の4県にある企業との民間連携に関連する業務。
(1) 地域の民間企業に対するJICAの民間連携事業・支援制度の周知活動（セミナー開催等）
(2) 地域の民間企業に対するJICA支援制度応募に向けたコンサルテーション、及び募集・選考関連業務
(3) 民間企業が持つ有望技術・事業アイディアに係る関連情報収集
(4) 採択後の中小企業との事業実施（コンサルテーション、案件実施監理、実施監理支援）
 （ア）契約交渉関連業務（JICA本部の専門部署と連携）
 （イ）調査報告書（成果品）の品質監理
 （ウ）製品・技術・経験を活用したODA事業の案件形成（JICA本部の専門部署と連携）
 （エ）広報、予算管理
(5) 関係支援機関との連携業務（中小機構、ジェトロ、経済団体、金融機関、自治体、及び大学など）
(6) その他中小企業等海外展開支援関連の照会への対応
(7) 上記(1)～(6)を通じて得られた知見の取りまとめ

2. その他連携推進関連業務（必要に応じて国内・海外出張もありうる）

※JICAの中小企業支援制度についての詳細は以下を参照ください。
<https://www.jica.go.jp/priv-partner/activities/sme/index.html>
※JICAの民間連携事業全般については以下を参照ください。
<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv-partner/index.html>
※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。

■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	JICA中部 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり（2026年3月1日 ～ 2027年2月28日） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	中部センター	■課名：	企業連携課

■必要な語学力：

必須	英語（TOEIC730点以上）

■必要な技術資格：

必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）

■必要な学位：

学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
-----------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験：

・国際協力の知識・経験があることが望ましい。
・民間企業等で10年以上の勤務経験があること。
・企業の海外展開事業（企業規模は問わず、海外販路開拓や再編事業など）に従事した経験や中小企業の経営支援業務（経営指導員業務など）に従事した経験を有することが必須。

■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
-------	--------	---------	----------

■待遇：

1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。
扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分（休憩時間は12：30から13：15までの45分）
※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分（休憩時間は12：15から13：00までの45分）
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働：月平均20時間程度
5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）
6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度）
9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

・内部採用制度
<https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html>
・独立行政法人国際協力機構
有期雇用者就業規則
<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html>
・有期雇用者手当支給細則
<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html>

■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当者名：	橋本	■E-mailアドレス：	Hashimoto.Aya2@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

中部地域の関係団体や金融機関とも協力し、民間企業が開発途上国に進出するお手伝いを行います。ビジネスの成功と同時に開発途上国の課題の解決、SDGs達成にも貢献できる大変意義のある仕事です。企業が進出することによって、その国の社会問題が解決される道筋を企業の方と見つけ出していきます。民間連携をはじめとするODA事業に高い関心をお持ちの皆様の積極的なご応募をお待ちしています。
民間企業と連携して開発途上国のニーズに応えていく、非常にやりがいのある仕事です。本ポストの経験者は業務で培った経験やキャリアも活かして、企画調査員、JICA職員、開発コンサルタント、民間企業等の国際協力の主要なポストで活躍しています。多くの方のご応募をお待ちしております。

No. 29	■募集ポスト名：	【専門嘱託】九州センター市民参加協力課	草の根技協
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	市民参加
■業務内容：			
(1)草の根技術協力事業及びJICA基金に関する実施監理等 (2)担当案件に係る応募相談、案件形成支援、連絡調整、経理等実施支援、モニタリング・評価等 (3)NGO等との連携に関する業務 (4)各種団体とのネットワーク形成、各種会議・研修等に係る企画・連絡・調整 (5)その他JICA海外協力隊、開発教育支援等のJICA九州所長が指示する業務 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	JICA九州 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年3月1日 ～ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	九州センター	■課名：	市民参加協力課
■必要な語学力：			
必須	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：			
・開発途上国での活動・業務経験 ・NGOの活動など、市民参加事業にかかる知識・業務経験 ・国際協力、国際関係の知識及び実務経験（特にプロジェクトの立案・運営管理）			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分（休憩時間は12：30から13：15までの45分） ※北海道センター（常広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分（休憩時間は12：15から13：00までの45分） ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会（月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収）に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン
■担当者名：	井上	■E-mailアドレス：	Inoue.Ken@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
JICA九州は、開発途上国と九州7県の結節点として、日本と途上国の地域同士で、人材や知見が双方向に行きかう取り組みを支えるために各種事業を展開しています。市民参加協力課では、地方自治体、大学、NGO等の様々な地域のパートナーや多様なバックグラウンドを有する市民との連携事業を推進しています。コミュニケーション、フットワークを重視して、様々なパートナーとの共創を促進頂ける方のご応募をお待ちしております。			

No. 30	■募集ポスト名：	【専門嘱託】沖縄センター市民参加協力課		（開発教育）
職務内容				
			①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	市民参加	日本国内の社会課題への対応・多文化共生
■業務内容：				
JICA沖縄では、沖縄県において地方自治体、教育機関、民間企業、市民団体、海外協力隊志望者・帰国者など各種団体・個人による国際協力・交流の取組を支援・推進しています。 今回、市民参加協力課において、沖縄県内の開発教育および海外協力隊事業を中心に、国際協力事業の取り組みを推進するため、以下の業務を担う専門嘱託を募集します。 専門嘱託についてはこちらを参照ください：				
【業務内容】 (1)開発教育(国際理解教育)に関する契約事務、実施推進、予算管理、各種調整等の業務 (2)海外協力隊に関する業務 (3)地域の国際交流に関する業務 (4)各種イベント関連業務				
※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。				
専門嘱託についてはこちらを参照ください： https://partner.jica.go.jp/Contents/StaticContents?htmlName=job-view_professional_commission				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	JICA沖縄 沖縄県浦添市字前田1143-1 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし	
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年4月1日 ～ 2027年3月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	沖縄センター	■課名：	市民参加協力課	
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC 600点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年	
■求められる資質・能力・経験：				
・ 様々な関係者との円滑なコミュニケーション、交渉・調整力、マネジメント力、協調性およびフットワークの良さを備えた方が望ましい。 ・ 沖縄県の市民参加協力を担うため、沖縄県の事情に通じている方が望ましい。 ・ 教育、国際理解普及への関心が高いと望ましい。 ・ JICA海外協力隊（日系社会ボランティア含む）経験者歓迎。				
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。				
・ 内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・ 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001497.html ・ 有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/110001498.html				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン	
■担当者名：	木田	■E-mailアドレス：	oictp@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
JICA沖縄での仕事は、沖縄県の人たちや自治体、NGO、民間企業等と開発途上国を繋ぎ、双方の持続可能な開発目標（SDGs）達成に貢献する、意義ある仕事です。なかでも本ポストで主に担当いただく開発教育は、委託先を通じ、または直接、教育委員会や学校の先生方の共感を得ながら沖縄県全体に国際理解教育を進めていく面白さがあります。 沖縄県と世界の発展を見据え、多くの関係者と共創しながら、情熱を持ってこどもたちの未来を考えて仕事に取り組める方のご応募をお待ちしています！				